

令和6年度山形県在宅医療提供体制確保事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、地域医療構想の実現に向けた在宅医療提供体制の強化・拡充を図るため、県内の医療機関及び訪問看護ステーションが、在宅医療に必要な医療機器等の新規導入又は既設医療機器等より高性能な機器を整備する事業を行う場合において、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により作成された山形県計画に基づき、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該医療機関又は訪問看護ステーションの開設者に対し補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる医療機関又は訪問看護ステーションは、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3の規定に基づく医療機能情報提供制度等の実施のために運営される全国統一システム（以下「医療情報ネット」という。）に登録し、かつ、次のいずれかに該当する医療機関
 - イ 新たに在宅医療に取り組むこととし、診療報酬における「往診料」、「在宅患者訪問診療料」等を算定する診療を行い、令和7年度から令和8年度までの毎年度において訪問診療の実施件数を増加させる計画を策定する医療機関
 - ロ 既に取り組んでいる在宅医療を拡充し、新たな施設基準（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院又は在宅療養後方支援病院（「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発0305第6号。以下「施設基準取扱」という。）の別添1の「第9」の1の（3）から同（1）又は（2）への変更、及び「第14の2」の1の（3）から同（1）又は（2）への変更も含む。))を取得する又は取得する計画があり、令和6年度から令和8年度までの毎年度において訪問診療の実施件数を前年度より増加させる計画（在宅療養後方支援病院（施設基準取扱別添1の第16の3）にあっては、知事が適当と認める後方支援の計画）を策定する医療機関
 - ハ 既に取り組んでいる在宅医療を拡充し、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の施設基準と同等程度の要件（往診及び訪問看護に24時間対応できる体制の確保）を備える又は備える計画があり、令和6年度から令和8年度までの毎年度において訪問診療の実施件数を前年度より増加させる計画を策定する医療機関
 - ニ 既に取り組んでいる在宅医療を強化し、令和6年度から令和8年度までの毎年度において訪問診療の実施件数を前年度より増加させる計画を策定する医療機関
- (2) 既に取り組んでいる在宅医療を強化し、令和6年度から令和8年度までの毎年度において訪問看護の実施件数を前年度より増加させる計画を策定する訪問看護ステーション

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の表の第1欄に定める区分に応じ、第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助

率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
前条第1号イからハマまでに掲げる医療機関	1 医療機関当たり 1,000千円	この要綱の施行日以降における在宅医療に必要な医療機器等の備品購入費	2分の1
前条第1号ニに掲げる医療機関	1 医療機関当たり 500千円		
前条第2号に掲げる訪問看護ステーション	1 ステーション当たり 500千円	この要綱の施行日以降における訪問看護に必要な医療機器等の備品購入費	

- 2 前条第1項第1号ニに該当し、過年度においてこの補助金の交付を受けた補助事業者にあつては、補助金の額は通算500千円を超えることはできない。ただし、在宅療養支援診療所及び病院のうち機能強化型（単独又は連携）、在宅療養支援診療所及び病院のうち実績加算（在宅療養実績加算1又は2）を行っているもの、並びに在宅療養後方支援病院にあつては、補助金の額は通算2,000千円を超えない額とする。

（交付の申請）

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 整備する医療機器等の見積書及びパンフレット等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 医療機関又は訪問看護ステーションの開設者は、前項の交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 知事は、前条の交付申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該医療機関又は訪問看護ステーションの開設者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書きにより交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うことと

し、その旨を条件に付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業の内容（整備する医療機器等）の変更
- (2) 補助対象経費の10分の2を超える増減
- (3) 補助金の額の増を伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3号）に、第4条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遅延等報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国、県その他の公共団体等からの負担金又は補助金を受給してはならない。
- (2) 補助事業者は、第2条の規定により医療情報ネットに登録した後も、在宅医療の取組状況について随時更新し、県や医療を受ける者等が必要な情報を得られるようにしなければならない。
- (3) 補助事業により取得した設備については、当該補助金の交付を受けた年度及び当該補助金の名称を付記しておかなければならない。また、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 規則第21条の規定による収入支出書等の帳簿の備付けについては、補助事業完了の年度の翌年度から5年間（補助事業により取得した機器で規則第22条及び第10条第1項の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかなければならない。
- (5) 処分制限財産については、財産管理台帳を備え付けておかなければならない。

(取組状況報告)

第7条 補助事業者は、令和6年度から令和8年度まで、毎年度の訪問診療、後方支援又は訪問看護の実績を、当該年度が終了した年の4月30日までに在宅医療（訪問看護）取組状況報告書（様式第6号）により報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から30日を経過する日又は令和7年4月8日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支精算書（様式第8号）

(3) 整備した医療機器等の写真、契約書及び納品書の写し等

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

- 第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第10号）に資金計画書を添付して知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第10条 規則第22条第2号の知事が指定する財産は、取得価格が1件50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械及び器具とし、同条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第11号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
 - 3 前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助事業に係る疑義）

- 第11条 補助事業者は、この要綱に記載の事項及び補助事業の遂行等に関して、疑義が生じた場合は、知事の指示を受けなければならない。

附 則

この要綱は令和6年9月3日から施行する。